

經濟論叢

第八十一卷 第二號

- 創造的世界經濟學の世界史的基礎(一)
.....石川興二 1
- 海運市場構造.....佐波宣平 17
- 価値と価格(承前).....木原正雄 32
- 「急速稅務減価償却」の經濟構造に及ぼす影響
.....高寺貞男 54
-

昭和三十三年二月

京都大學經濟學會

「急速税務減価償却」の経済構造に及ぼす影響

——アメリカ「急速税務減価償却」研究(二)——

高 寺 貞 男

四

「急速税務減価償却」が設備投資を経続的におこなっている企業に適用された場合には、この企業は「永久的な課税のくり延べ」——「減税」という税務上の利得をうることは、すでに前号において明らかにしたが、では現実的に「急速税務減価償却」による「減税」はどのくらいになるであろうか。この推算は現在推定のかかなり困難な将来の変数（設備投資額、「急速税務減価償却」が選択される割合、所得税率など）の組み合わせに依存するから、これらの変数に代入する数値如何によって結果も自ら変わってくる。以下、このような点に留意しながら、アメリカでおこなわれている多くの推算の中から「下院税制案に関する上院歳入委員会への報告」およびオバーリン大学助教授W・F・ヘルムースの論文にみられるものを選び出して批判的に紹介する。

「下院税制案に関する上院歳入委員会への報告」は、(1)年々の設備投資は同一水準をもって継続的におこなわれる（一九五四年—五五年二四〇億ドル、五六年以降二〇〇億ドル）、(2)全設備投資には「二〇〇パーセント定率法」が選択適

第Ⅴ表 「200%定率法」による減税額の推算 (単位億ドル)

年度	設備投資	half-year convention	未償却残高	固定資産額	定額償却を超える額	減税額
	(1)	(1)/2=(2)	(3)	(2)+(3)=(4)	(5)	(5)×税率=(6)
1954	240	120	—	120.00	7.20	3.75
1955	240	120	225.60	345.60	19.87	9.93
1956	200	100	424.13	524.13	28.10	14.05
1957	200	100	560.24	660.24	32.37	16.16
1958	200	100	680.02	780.02	34.80	17.40
1959	200	100	786.53	886.03	35.58	17.79
1960	200	100	880.27	980.27	34.80	17.40

(資料) Stanley, W. F., *New Rapid Tax Depreciation*, 1955, p. 80.

用される(選択率一〇〇%、ただし耐用年数一六%年、残価〇として half-year convention による)、(3)税率はやや同一水準に維持される(一九五四年五二%、五五年以降五〇%)、という仮定に基づいて、第Ⅴ表のような「減税」額の推算をおこなっている。

しかし、この推算は、多くの欠陥をもっているといわざるをえない。なぜなら、(1)アメリカにおける設備投資は年三—五%の成長率をもつて拡張をつづけるという多くの論者の見通し、(2)産業会社三〇〇社についての調査がしめしているように「二〇〇パーセント定率法」より「級数通減法」の方がより多く選択されているという事実、(3)「二〇〇パーセント定率法」は耐用年数がつきるまで継続的に適用されると取得原価の約八八%しか回収しえないから、一六七条(c)項にしたがって耐用年数の二分の一が経過したとき「定額法」へ変更されるだろうというほぼ確実な見通し、など当然考うべき事項を全然考慮に入れていないからである。このような指摘はまた右の「報告」とほぼ同一の時期に作成された「内国税両院合同委員会」の推算にもあてはまる。

注(1) half-year convention というのは、或る年度に取得した資産は、すべて当該年度の期首と期末の中間点において取得したとみなし、それを基準にして計

算した年度償却額の二分の一を取得年度にチャージするという仮定であり、アメリカにおいては実務上一般に採用されている。

- (2) Stanley, W. F., *New Rapid Tax Depreciation*, 1955, pp. 67, 80.
- (3) Terborgh, G., *Realistic Depreciation Policy*, 1954, p. 88; Donat, E., *The Case for Accelerated Depreciation*, *Quarterly Journal of Economics*, Nov., 1953, p. 497; Eisner, R., *Depreciation under the New Tax Law*, *Harvard Business Review*, Jan-Feb., 1955, p. 69.
- (4) The Conference Board, *Business Record* (February, 1955), pp. 70-75; *Mill and Factory* (November, 1954), pp. 73-74, cited by Hellmuth, W. F., Jr., *Depreciation and the 1954 Internal Revenue Code*, *Journal of Finance*, Sept., 1955, p. 346.
- (5) Hellmuth, *ibid.*, p. 329.
- (6) *Congressional Record* (July 28, 1954), pp. 11, 759-60; 83rd Congress, 2nd Session, House Committee on Ways and Means, House Report No. 1337, *Internal Revenue Code of 1954*, Minority Views, p. B13, cited by Hellmuth, *ibid.*, p. 343.

そこで、右に指摘したような欠陥を排除すべくヘルムースは、(1)年々の設備投資は一九五四年の三〇〇億ドルを基準に年三%の成長率をもって増加する(一九五四年三〇〇億ドル、五五年三〇九億ドル、五六年三一八億……)、(2)全設備投資には耐用年数一〇年経過後「定額法」へ切り換える二〇〇パーセント定率法「あるいは「級数通減法」が選択適用される(選択率一〇〇%、ただし耐用年数二〇年、残価〇として full-year convention による)、(3)税率は同一水準に維持される(一九五四年以降五〇%)というように仮定をあらためて、「減税」額を第Ⅵ表のように推算している。そしてそれによると、一九五四年から一九七三年までの二〇年間に於ける「減税」額は、「定額法」へ切り換える二〇〇パーセント定率法」による場合四三八億ドル、「級数通減法」による場合六四〇億ドルとなる(マサチューセッツ工科大学経済学部教授キャリー・ブラウンの推算によると、右の二〇年間に於ける「級数通減法」による償却超過額一、二五七億ドル、

第Ⅵ表 「急速税務減価償却」による減税額の推算 (単位億ドル)

年度	設備 投資額	償 却 年 額			定額償却をこえる額		減 価 額	
		定率法	級数法	定額法	定 率 法	級 数 法	定率法	級数法
1954	300	30	29	15	15	14	8	7
1955	309	58	57	30	27	26	14	13
1956	318	84	84	46	38	38	19	19
1957	328	108	111	63	46	48	23	24
1958	338	131	137	80	52	57	26	29
1959	348	153	163	97	56	65	28	33
1960	358	173	187	115	58	72	29	36
1961	369	193	212	133	59	78	30	39
1962	380	212	235	152	59	83	30	41
1963	391	230	258	172	58	86	29	43
1964	403	247	279	192	55	87	27	44
1965	415	265	300	213	52	88	26	44
1966	428	283	321	234	49	87	25	43
1967	441	302	341	256	46	84	23	42
1968	454	322	359	279	43	80	21	40
1969	467	342	377	302	40	75	20	37
1970	481	363	394	326	36	68	18	34
1971	496	384	410	351	33	59	16	30
1972	511	406	426	377	29	49	15	24
1973	526	429	440	403	26	37	13	18
総 計	8061	4715	5119	3838	876	1281	438	640

(資料) Hellmuth, W. F., Depreciation and the 1954 Internal Revenue Code, Journal of Finance, Sept., 1955, p. 344.

税率五〇%として「減税」額
六三〇億ドルとなっている。

ところで、この推算といえども完全なものということはできない。なぜなら、この推算をおこなったヘルムース自身もいっているように、「急速税務減価償却」を選択する全資産にそれが適用される(選択率一〇〇%)という仮定は「急速税務減価償却」の普及性を過大に評価しているからである。一般に「多くの納税者は『明日の百より今日の十』といわれる考え

方 (bird-in-hand philosophy) にしたがうものであるから、新償却法「急速税務減価償却」がほとんど異議なく採用されることが期待されるかもしれない。しかしながら、驚くべきことには「それは」選択しうる資産の約三〇%ないし四〇%に適用されているにすぎない。¹¹⁾ (傍点引用者) たとえば、「全国産業協議会」(National Industrial Conference Board) の調査によると、調査対象一六七社のうち「急速税務減価償却」を選択することを決定したものの四五%、(すくなくとも一時的には)「定額法」にとどまると決定したものの三五%、いまだどちらとも決定しないもの二〇%となっている。¹²⁾ また公益事業および鉄道会社にかぎった減価償却の調査によると、調査対象一二〇社のうち「急速税務減価償却」を選択することに決定したものの五二社(四三%)、「定額法」にとどまると決定したものの三三社(二八%)、いまだどちらとも決定していないもの三五社(二九%)となっている。¹³⁾

注 ⑦ full-year convention というのは、或る年度に取得した資産は、すべて当該年度の期首に取得したとみなし、それを基準として計算した年度償却額をそのまま取得年度にチャージするという仮定である。したがって、この仮定は half-year convention よりもより非現実的な仮定といえる。したがって、このような仮定にもとづいて計算されている第Ⅵ表の償却年額、償却超過額、減税額は、少なくとも一九五四年以後数年間だけは過大な数値となっているといえよう。また厳密な見方からいえば、それらは半年づつずつとして読む必要があるわけである。

⑧ Helmnuth, *ibid.*, pp. 343-345.

⑨ Brown, C., *The New Depreciation Policy under the Income Tax; Economic Analysis*, National Tax Journal, Jan. 1955, pp. 87-91.

⑩ Helmnuth, *ibid.*, p. 345.

⑪ Cohen, A. H., *The Impact of the New Revenue Code upon Accounting*, Accounting Review, April, 1956, p. 210.

⑫ National Industrial Conference Board, *Business Record*, Feb. 1955, pp. 70-75, cited by Adams, W. and Gray, H.

M. *Monopoly in America*, 1955, p. 198.

- ③ Rosan, *A Utility Survey of Accelerated Depreciation*, Commercial and Financial Chronicle, Oct. 27, 1955, p. 9, col. 2, cited by *The Effect on Public Utility Rate Making of Liberalized Tax Depreciation under Section 167*, Harvard Law Review, April, 1956, p. 1105.

内国歳入法を詳細にみれば解るように、「急速税務減価償却」は、「五カ年加速特別償却」が適用される「緊急設備」にたいしてまで二重に適用することは出来ないし、また二年間の欠損くり戻し、五年間の欠損くり延べ後の課税所得が皆無の企業にとっては全然問題になりえず、無価値に等しい。¹⁴⁾しかし、これだけが「急速税務減価償却」の選択率を五〇%内外にとどめた理由ではない。A・I・A連邦税委員会議長A・H・コーヘンはこの点についてつぎのようにいつている。「多くの納税者は明らかに国際的国内的事情が超過利得税を必要とするような事態を生じさせるかもしれないと感じている。……これが多くの納税者をして急速減価償却を利用させない理由となっているであろう。」¹⁵⁾(傍点―引用者)また、上院歳入委員会の報告は、「定額法」への切り換えおよび廃棄損が税務上承認されるためには余分の会計記録をそなえねばならないので特別に税務会計を担当する部課をもたない中小会社は、「急速税務減価償却」を選択することによって最も多く利得をうるであろうとみられるにかかわらず、「定額法」を採用し続けるであろう、と指摘している。¹⁶⁾さらに、『ハーバード・ロー・リヴュー』は公益事業および鉄道においてその料金統制にたずさわる委員会が料金決定目的のため原価として実際の課税額と「定額法」による減価償却額を要求し、「租税費の正常化」(Tax Normalization)¹⁷⁾を認めないならば、「急速税務減価償却」による「減税」額は低い料金の形をもって消費者に移転してしまふから、あえて二重の減価償却勘定を設ける費用とめんどろさを負担してまで「急速税務減価償却」を採用することはないであろう。と指摘している。¹⁸⁾

もちろん、これら「急速税務減価償却」の普及をさまたげている要因は次第に排除されつつある。たとえば、超過利得税を必要とする事態はここ当分おとずれることはないであろうし、かえって所得税の水準は低下するかもしれない。また公益事業および鉄道の料金統制にたずさわる委員会の多くは次第に「租税費の正常化」を認めてきている。¹⁹⁾しかしながら、「急速税務減価償却」はそれを選択しうる償却資産に全般的に適用される事態が到来するとは考えられない。せいぜいその選択率は三分の二程度にしかならないであろう。このような見通しを基礎にヘルムースは、もし第Ⅵ表の年々の設備投資額の三分の一を所有する企業が「急速税務減価償却」を選択したならば、一九五四年から一九七三年までの二〇年間において、「減税」額は「定額法へ切り換える二〇〇パーセント定率法」の場合約三〇〇億ドル、「級数減法」の場合四三〇億ドルとなるとであろうと推算している。²⁰⁾

注(18) Helnmuth, *ibid.*, p. 345.

(19) Cohen, *ibid.*, p. 211. 近い将来超過利得税が施行されるという予想が「急速税務減価償却」の普及をさまたげるわけを具体的に説明すると、つぎのようである。すなわち、超過利得税のための基準年度が「急速税務減価償却」のはじまった一九五四年あたりにおかれると、基準年度における所得はそれによる償却増のため小となり、反対に施行年度における所得は償却減のため大となり、結局、超過利得税の課税基準たる超過利得は大きく計算される結果となる。こうして「急速税務減価償却」の普及を措止する要因がはたらくのである。

(20) 83rd Congress 2nd Session, Senate Committee on Finance, *Report No. 1622*(1954), p. 26. cited by Helnmuth, *ibid.*, p. 346.

(17) 「租税費の正常化」とは、「急速税務減価償却」を採用した場合、実際の課税額をもし「定額法」を採用したならば納めねばならないであろう課税額へ修正する（「急速税務減価償却」による「減税」額だけ増加する）手続を意味する。この「租税費の正常化」はそれだけが切り離されて問題となるのではなく常に「減価償却の正常化」と組み合わせられて問題となるものである。

すなわち、公益事業、鉄道においては、税務目的のために「急速税務減価償却」が採用された場合といえども、料金決定目的のためには「定額法」―「正常償却」の採用が強制されるから、「租税費の正常化」もまた必要となってくるのである。「租税費の正常化」の理論的發展および実態については、拙稿「特別償却をめぐる企業利益の表示問題」経済論叢、三二年八月号、三九頁以下、九月号三七頁以下、拙稿「急速税務減価償却と企業会計上の減価償却」（未発表）、参照。

- (8) *The Effect on Public-Utility Rate Making of Liberalized Tax Depreciation under Section 167*, Harvard Law Review, April 1956, pp. 1105-1106.

ここに引用した公益事業および鉄道会社一二〇社の調査によると、うち三三社が「急速税務減価償却」を採用しなかった理由として、公益事業委員会の「租税費の正常化」否認以外につきのような項目があげられている。(1)一九五四年一月一日以後の設備増設計画はその規模が小さい。(2)「急速税務減価償却」は廃止される可能性がある。(3)将来超過利得税が再び施行された場合には一九五四年あたりがその基準となる可能性がある。

- (9) *Ibid.*, p. 1101; Helmluth, *ibid.*, p. 345.

- (10) Helmluth, *ibid.*, p. 346.

ヘルムースは、「急速税務減価償却」による「減税」額の推算だけに満足せず、「急速税務減価償却」は設備投資を刺激し、その拡大を通じて直接的には企業利益の増加傾向、間接的には租税歳入の増加傾向を結果するであろうとの仮定にたち、このような間接的な租税歳入の増加傾向が「減税」を相殺し、「増税」に転化する時期について、二つの推算を展開している。(Helmluth, *ibid.*, pp. 346-347) しかし、このような推算は、あとで述べるように、「急速税務減価償却」は設備投資を刺激するところ「うかがわしい仮定」(tenuous assumption)を基礎としたものであり、あえて紹介するまでもないと思ふ、ここでは割愛しておいた。

いまかりに右の推算から「急速税務減価償却」による年間平均「減税」額を二〇億ドル（「定額法」へ切り換える二〇〇パーセント定率法）だけによると一五億ドル、「級数遞減法」だけによると二一・五億ドルとなるが後者の選択率をより多くして組み合せてみると約二〇億ドルとなる）とおさえ、それを平均利子率五％で資本還元すると、資本還元価格は四〇〇億

ドルとなる。このことは、政府が民間企業に四〇〇億ドルの国有財産パブリック・プロパティを無償払い下げたと同じ効果を「急速税務減価償却」がはたすことを意味する。²¹⁾

注 ② Cf. Adams and Gray, *ibid.*, p. 92.

五

「急速税務減価償却」が経済構造および経済力の配分におよぼす長期的な影響 (The long-run effects of rapid depreciation on the structure of the economy and the distribution of economic power) について、政府当局あるいは議会が注意深く考察したという証拠はない。政府当局や議会は批判的分析をおこなうことなく、企業の代表者の利己的な断定にしたがって「急速税務減価償却」は投資を刺激するであろうと主張している。¹⁾ たとえば、財務次官マリオン・フォルサムは、一九五三年四月一六日の「全国産業協議会」の席上において「長期的にみれば「急速税務減価償却」は……総投資、国民所得、総租税歳入を増加するであろう。」²⁾ といい、また上院歳入委員会の報告は「「急速税務減価償却」によって著しい経済的效果が期待される。この改正がもたらす刺激によって工場設備に対する現在の高水準の投資を維持するのに時期的に十分役立つ。……「急速税務減価償却」はアメリカ経済の全分野にわたって生産力の近代化と拡張に貢献し、経済発展にともなう生産を増大せしめ、かつ生活水準を高めるのに役立つであろう。」³⁾ とのべている。

しかしながら、「急速税務減価償却」により設備投資が刺激されれば経済活動は活発化し、国民所得は増加し、したがって租税歳入もまたふえるから問題なしとする政府当局や議会の樂觀説は、「いかかわしい仮定」 (dubious

assumption)である。⁵⁾さきに引用した一六七社についての「全国産業協議会」の調査によると、「急速税務減価償却」を選択した会社（一六七社の四五％）のうち設備投資が「急速税務減価償却」によって刺激されなかったと答えたものは三分の二（一六七社の三〇％）にのぼり、それにより刺激されたと答えたものはわずかに三分の一（一六七社の一五％）にすぎなかった。⁶⁾このように「急速税務減価償却」はわずかの程度にしか投資を刺激していないという事実は、政府当局や議会の樂觀説には味方せず、租税歳入の減少、財政規模縮小がもたらす国民所得減退効果、あるいは租税が他に転化されることを懸念する警戒説の方に分があることを明らかにしている。

注 (1) Adams and Gray, *ibid.*, p. 92.

(2) Hellmuth, *ibid.*, p. 346.

(3) Cohen, *ibid.*, p. 211.

(4) Eisner, *ibid.*, p. 72.

(5) Adams and Gray, *ibid.*, p. 92.

(6) National Industrial Conference Board, *Business Record*, Feb., 1955, pp. 70-75, cited by Adams and Gray, *ibid.*, p. 198. 同調査は設備投資にたずする「急速税務減価償却」の影響は取るに足らぬものである（“slight” or “not material”）と報じている（Hellmuth, *ibid.*, p. 346.）。また《Magazin of Wall Street》誌によると、「民間投資の三分の二は、償却方法の変化はこれらの投資にいかなる影響をも与えないであろう。なぜなら、商品にたいする需要や現金販売のような要因は、これらにとつて支配的意義をもつからである」といっている（B. Антонов, Амортизация основного капитала в США после второй мировой войны, «ВОПРОСЫ ЭКОНОМИКИ», 1956, 6, стр. 141. в. фон-Тон-Н「第二次大戦後におけるアメリカの固定資本の減価償却」経済学の諸問題、一九五六年、六月号、一四一頁）。

(7) Eisner, *ibid.*, pp. 72-73.

もちろん、「急速税務減価償却」は、それが投資を刺激しようがしまいがいづれにしても、それを選択した企業

に「減税」という税務上の棚ボタ利得 (tax windfall) を与えるものである。ではこの棚ボタ利得は産業部門・資本規模のことなるすべての企業に平等に配分されるであろうか。それとも、大企業に有利に配分され経済力の集中 (concentration of economic power) を生じさせるであろうか。あるいは、「小企業庁」 (Small Business Administration) のヴェンデル・B・バーンズがいうように、中小企業に有利に配分され「自由・競争経済」 (free, competitive economy) の維持、強化に貢献するであろうか。このような「急速税務減価償却」から派生する「会社民主主義、産業集中、富の配分の問題」について統計的データから結論をひきだすことは出来ない。しかし、予想される結果について推察することは可能であるし、また現におこなわれている。

たとえば、ノースウェスタン大学助教授ロバート・エイスナーは、「急速税務減価償却」は種々の産業部門に同一の影響を与えないであろう。資金的支出が所得に較べて相対的に大きな産業部門および会社は、それが相対的に小さいものよりも大きな利得を「急速税務減価償却」からうるであろう。かくして、公益事業、鉄道、製造業は商業より大きな利得をうるであろうし、同様に設備拡張している会社は拡張していない会社よりも大きな利得をうるであろう、と述べている。¹⁰⁾ またミシガン州立大学教授オルター・アダムスはより明確につきのように主張している。

「急速税務減価償却」によってもたらされる「減税」は経済力にしたがって配分されることはほとんど確実である。すなわち、大企業はその大部分を手に入れるであろう。「急速税務減価償却」は新投資にのみ適用されるものであるから、それによって利得する比率は新投資の比率に依存する。したがって、それは、高い有機的構成、充分な内部留保資金、急速な成長、技術革新、確立した市場などによって特徴づけられる企業に有利である。ところで、

このような事件の組み合わせは一般に小企業よりも大企業に存在する。独占力をもっている事実のみが決定的なきめ手となる。もちろん例外はあるであろう。若干の中小企業はかなり利得をうる地位におかれているであろう。しかしながら、経済全体としては「急速税務減価償却」はすでに集中した経済力を有する巨大企業に有利に作用し、その経済力をさらに強化するであろう。利得をうるわずかのものを除いては、小企業は一般に「急速税務減価償却」の適用から排除され、大企業に対抗する競争的地位を破壊されるであろう。もし議会がこのような将来起りうべき事態から小企業を防御しようとしたならば、小企業に有利なように「急速税務減価償却」の規定を差別化することによってそうすることも出来たのである。¹¹⁾

以上の考察から、「急速税務減価償却」は直接的には産業別差別課税・階層別逆進課税の作用をはたしながら、間接的には産業別不均等発展と独占の強化の機能をはたすものと結論することができる。

⑥ *Tax Aids for Small Business*, by Wendell B. Barnes, Administrator, Small Business Administration, July 1954, published and distributed by the Chamber of Commerce of U. S. cited by Adams and Gray, *ibid.*, p. 198.

⑦ *Hellmuth, ibid.*, pp. 342-343.

ヘルムースは「急速税務減価償却」の「会社民主主義・産業集中・富の配分」への影響について言及したが、彼もことわりのように¹²⁾ (*Hellmuth, ibid.*, p. 349.) の問題にたいする考察は詳細に展開していない。

⑧ Eisner, *ibid.*, p. 72.

⑨ Adams and Gray, *ibid.*, pp. 93-94.

イリノイ大学のM・C・マンケイは「急速税務減価償却」は表面的にはすべての企業に利用しうるものであるが、実際には資本形成について戦略的地位にある企業のみ有利であるというだけで、さらに詳細な分析を展開してはいないが、「五カ年加速特別償却」について、それは大企業に有利であったため、独占力の増加を促進したと同時に中小企業の相対的地位を弱

めた、また或る部門の投資不足を發展させながら他の部門には過大投資をひきおこすことによって、経済的富のあやまった配分をもたらしたと云っている(Mackey, M. C., Jr., *Stimulation of Private Investment by Government*, Journal of Finance, Dec., 1956, pp. 499-500.)。したがって、彼もオルター・アダムスと同じような「急速税務減価償却」に対する批判をいっているのとみて差しつかえないであろう。

なお、オルター・アダムスが最後に闡説している中小企業へ有利に「急速税務減価償却」の規定を差別化する問題は、すでに一九五一年に・ゴードン・ケイスによってつぎのように採り上げられていたことに注意する必要がある。

「急速税務減価償却」は、推測するに、直接的に新投資の増加をひきおこない中古資産の取得を問題とせず、新建設資産にのみ認められるであろう(事実そうだった)。したがって、その利得は実際に新投資をしている企業にかぎられるであろう。さらに、このように新投資に制限した「急速税務減価償却」は主として中古資産を購入する多くの産業部門の中小企業を冷遇するものとなるであろう。そこで、「急速税務減価償却」を中小企業にのみ適用すべきであるという提案がなされてきた。このように「急速税務減価償却」を選択しうる資産の価額に上限を付するという差別化措置は、税務上の利得をもつとも必要としている企業だけにそれを与えるであろうし、また幾分かは減入減をくい止めるであろう(Keith, E. G., *Repercussions of the Tax System on Business*, in: Poole, K. E., *Fiscal Policies and the American Economy*, 1951, pp. 354-355.)